

会津大学宇宙情報科学研究センター公募審議・選定委員会規則

(2019年4月1日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、会津大学宇宙情報科学研究センター規程(2019年4月1日規程第1号)第7条第2項に基づき、会津大学宇宙情報科学研究センター(以下「センター」という。)公募審議・選定委員会(以下「委員会」という。)の組織・運営方法その他必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、共同利用・共同研究に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 課題等の募集に関すること
- (2) 課題等の審査に関すること
- (3) 採択された課題等を共同研究・開発事業とするための調整に関すること
- (4) その他共同利用・共同研究の課題等に関する重要事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副センター長
- (2) センター運営委員会が指名する者 11名以内
- 2 学内の委員の数は、委員の総数の2分の1を超えてはならない。
- 3 委員はセンター長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期中に欠員が生じたときには、速やかにこれを補充するものとし、新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決定する。
可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 委員が遠隔地におり、インターネット等を利用した遠隔会議システムなどにより委員会に参加する場合も出席と認める。

(書面による表決)

第7条 委員長は、真にやむを得ないと認められるときは、委員会の開催に代えて、書面により表決をとることができる。

2 前項の場合、委員長は、表決の結果を速やかに委員全員に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、センター事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。